

第5次食育推進基本計画の検討状況について（抜粋）

北陸農政局

目次

1. 第4次食育推進基本計画とその進捗状況
2. 近年の食育の状況
 - ①国民の食育への関心
 - ②家庭・地域・学校等における現状
 - ③大人の食生活の乱れ
 - ④食と農の距離の拡大
3. 第5次食育推進基本計画の検討状況

1. 第4次食育推進基本計画とその進捗状況

2. 近年の食育の状況

①国民の食育への関心

②家庭・地域・学校等における現状

③大人の食生活の乱れ

④食と農の距離の拡大

3. 第5次食育推進基本計画の検討状況

1. 第4次食育推進基本計画とその進捗状況

第4次食育推進基本計画

第4次食育推進基本計画（令和3年度～令和7年度）

令和3年3月31日 食育推進会議決定

食育基本法（平成17年法律第63号（衆法））

目的：食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること

食育推進会議（食育基本法第26条）

会長：農林水産大臣
委員：関係する国務大臣
民間有識者

食育推進評価専門委員会

（食育推進会議会長決定）

構成員：食育推進会議の民間有識者等

食育推進基本計画（食育基本法第16条）

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるもの

<食をめぐる現状・課題>

- ・農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- ・地球規模の気候変動の影響の顕在化
- ・食品ロス（推計）約464万トン（令和5年度）
- ・新型コロナウイルスによる「新たな日常」への対応
- ・社会のデジタル化
- ・持続可能な開発目標（SDGs）へのコミットメント

はじめに

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

・SDGsの考え方を踏まえながら多様な関係者が相互に連携・協力して総合的に推進

1. 重点事項



2. 基本的な取組方針

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方 2. 食育の推進に当たっての目標（16目標・24目標値）

第3 食育の総合的な促進に関する事項（具体的な施策）

1. 家庭における食育の推進：
・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
・在宅時間を活用した食育の推進

2. 学校、保育所等における食育の推進：
・栄養教諭の一層の配置促進
・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

3. 地域における食育の推進：
・健康寿命の延伸につながる食育の推進
・地域における共食の推進
・日本型食生活の実践の推進
・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

4. 食育推進運動の展開：
・食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：
・農林漁業体験や地産地消の推進
・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
・食品ロス削減を目指した国民運動の展開

6. 食文化の継承のための活動への支援等：
・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学が取組を推進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：
・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
・食品表示の理解促進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 第4次食育推進基本計画とその進捗状況

食育の推進に当たっての目標値と現状値

目標	第4次基本計画作成時の値 (令和2(2020)年度)	現状値 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和7(2025)年度)
1 食育に関心を持っている国民を増やす			
①食育に関心を持っている国民の割合	83.2%	80.8%	90%以上
2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす			
②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.6回	週8.9回	週11回以上
3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす			
③地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.7%	64.6%	75%以上
4 朝食を欠食する国民を減らす			
④朝食を欠食する子供の割合	4.6% (令和元(2019)年度)	6.3%	0%
⑤朝食を欠食する若い世代の割合	21.5%	29.6%	15%以下
5 学校給食における地場産物を活用した取組を増やす			
⑥栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月9.1回 (令和元(2019)年度)	月13.1回	月12回以上
⑦学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	70.2%	90%以上
⑧学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	83.0%	90%以上
6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす			
⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食っている国民の割合	36.4%	36.8%	50%以上
⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食っている若い世代の割合	27.4%	23.3%	40%以上
⑪1日当たりの食塩摂取量の平均値	10.1g (令和元(2019)年度)	9.8g (令和5(2023)年度)	8g以下
⑫1日当たりの野菜摂取量の平均値	280.5g (令和元(2019)年度)	256.0g (令和5(2023)年度)	350g以上
⑬1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合	61.6% (令和元(2019)年度)	63.4% (令和5(2023)年度)	30%以下
7 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす			
⑭生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	64.3%	63.7%	75%以上

目標	第4次基本計画作成時の値 (令和2(2020)年度)	現状値 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和7(2025)年度)
8 ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす			
⑮ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	47.3%	47.7%	55%以上
9 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす			
⑯食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	36.2万人 (令和元(2019)年度)	30.5万人 (令和5(2023)年度)	37万人以上
10 農林漁業体験を経験した国民を増やす			
⑰農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	65.7%	57.0%	70%以上
11 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす			
⑱産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	73.5%	67.5%	80%以上
12 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす			
⑲環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	67.1%	61.3%	75%以上
13 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす			
⑳食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	76.5% (令和元(2019)年度)	74.9%	80%以上
14 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす			
㉑地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	50.4%	44.8%	55%以上
㉒郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	44.6%	56.1%	50%以上
15 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす			
㉓食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	75.2%	74.8%	80%以上
16 推進計画を作成・実施している市町村を増やす			
㉔推進計画を作成・実施している市町村の割合	87.5% (令和元(2019)年度)	91.2%	100%

資料: ①～③、⑤、⑨、⑩、⑭、⑮、⑰～⑲、㉑～㉓ 「食育に関する意識調査」(農林水産省)
 ④ 「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)
 ⑥ 「学校における地場産物に係る食に関する指導の取組状況調査」(文部科学省)
 ⑦、⑧ 「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」(文部科学省)
 ⑪～⑬ 「国民健康・栄養調査」(厚生労働省)
 ⑮、㉔ 農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ
 ㉒ 令和元年度の値は「消費者の意識に関する調査」(消費者庁)、令和6年度の値は「令和6年度第2回消費生活意識調査」(消費者庁)

1. 第4次食育推進基本計画とその進捗状況

政府における食育の取組

食育月間、食育推進全国大会、食育活動表彰

- 食育推進基本計画では毎年6月を「食育月間」と定めている。
- 毎年6月、地方公共団体との共催により「食育推進全国大会」を開催している。令和7年度は徳島県で開催し、令和8年度は栃木県にて開催予定。
- 食育の推進に取り組む者を対象とし、農林水産大臣賞や消費・安全局長賞等を設定し、功績をたたえ、その取組内容を広く周知することを目的として、「食育活動表彰」を実施。



食育月間ポスター 第10回食育活動表彰チラシ 第20回食育推進全国大会

官民連携食育プラットフォーム、食育実践優良法人顕彰

- 食品関連事業者等とともに、官民で連携し、また事業者間の協働をより推進し、消費者の食と農への理解の醸成と行動変容に向けた新たな展開を図る。
- 従業員に対し、食生活改善に向けた取組とその評価を行っている企業を顕彰することにより企業内の活力向上及び優良な取組の横展開を図る。



食育白書

- 食育に関する施策や事例等を記載した「食育白書」を毎年作成し、国会に提出するとともに公表。
- 令和6年度食育白書では、特集1として「食卓と農の現場の距離を縮める取組と今後の展望」、特集2として「消費者の行動変容を促す「大人の食育」の推進」を取り上げ、食育の取組状況などについて紹介。



消費・安全対策交付金による地域の食育の取組支援 (令和7年度予算額：1,896百万円の内数)

- 地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進。

支援メニュー

- ・生産者と消費者の交流
- ・学校給食における地場産物等活用 (農林漁業体験等)
- ・産地・生産者への理解向上
- ・共食の場における食育活動 等

支援事例

【苦手な野菜の栽培体験や調理体験】

ベル農会（三重県）
あえて一般的に子供が苦手とするピーマンを題材とし、嫌いな食べ物をなくすきっかけとするため、栽培体験や調理体験を実施。



【高校生による地場産物を活用したメニュー開発】

坂出市（香川県）
地場産物を学校現場における「生きた教材」として、より効果的に子どもたちに伝えるため、高校生が給食メニューを開発。



1. 第4次食育推進基本計画とその進捗状況

2. 近年の食育の状況

①国民の食育への関心

②家庭・地域・学校等における現状

③大人の食生活の乱れ

④食と農の距離の拡大

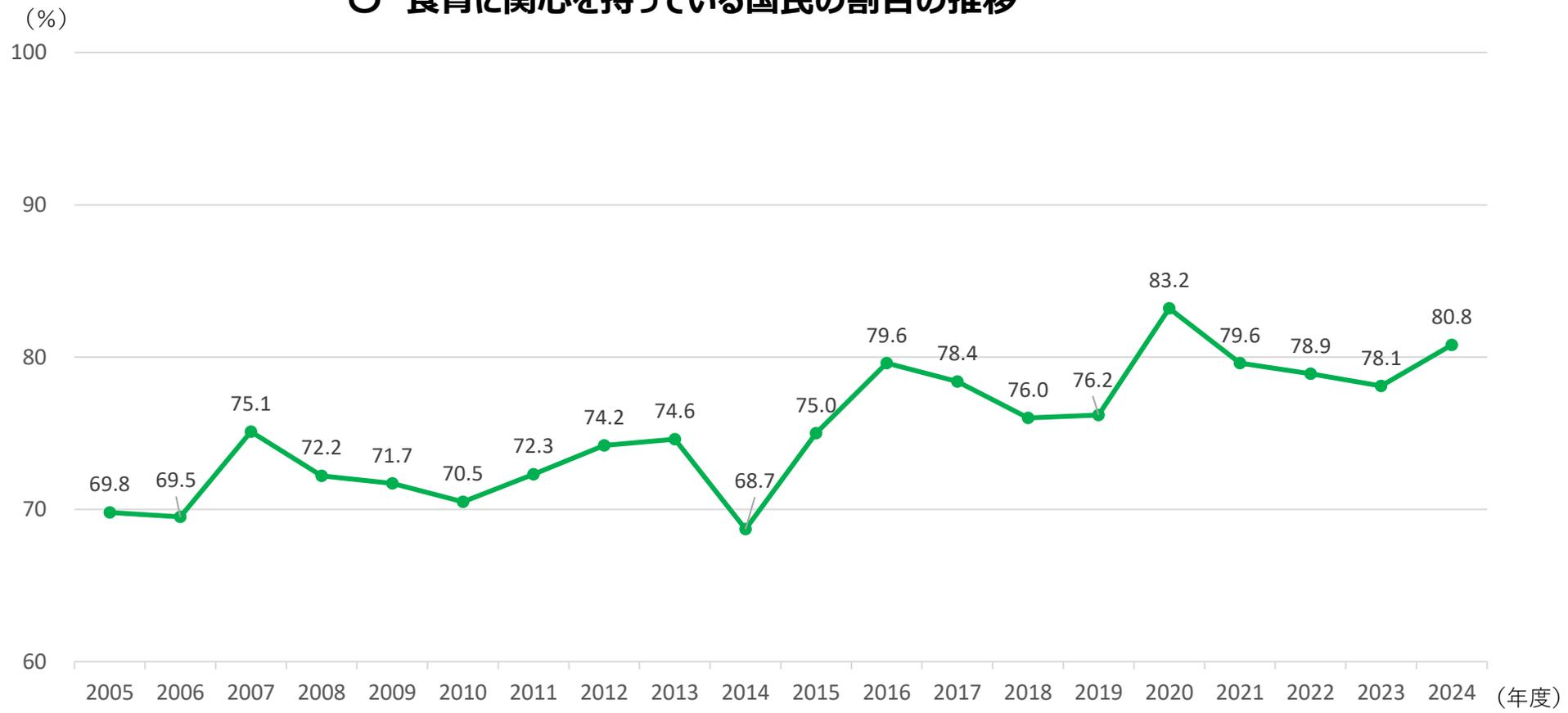
3. 第5次食育推進基本計画の検討状況

2. 近年の食育の状況 ①国民の食育への関心

国民の食育への関心の推移

○ 食育基本法の成立から20年を迎える中、食育に関心のある国民の割合は長期的に増加してきたが、近年伸び悩んでいる。

○ 食育に関心を持っている国民の割合の推移



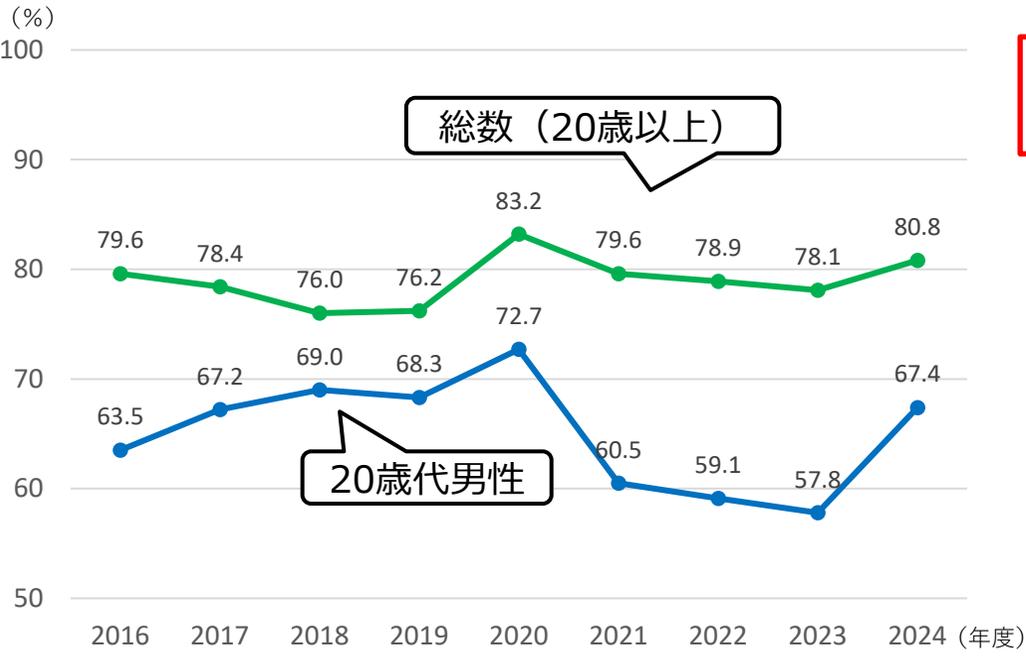
農林水産省(平成27(2015)年度までは内閣府)「食育に関する意識調査」
注:令和2年度より調査方法に変更があるため単純に比較できない

2. 近年の食育の状況 ①国民の食育への関心

国民の食育への関心の推移

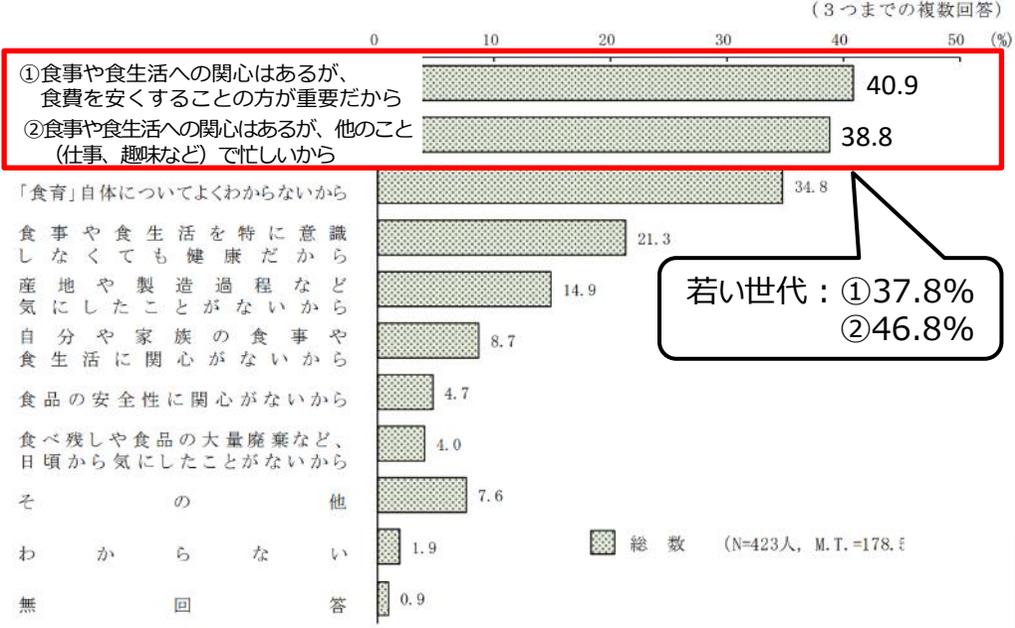
○ 特に20歳代の男性においては、食育に関心を持っている人の割合が他の世代に比べて低く、若い世代（20～30歳代）では、「食事や食生活への関心はあるが、他のこと（仕事、趣味など）で忙しい」と回答する人の割合が高くなっている。

○ 食育に関心を持っている国民の割合の推移



農林水産省「食育に関する意識調査」

○ 食育に関心がない理由



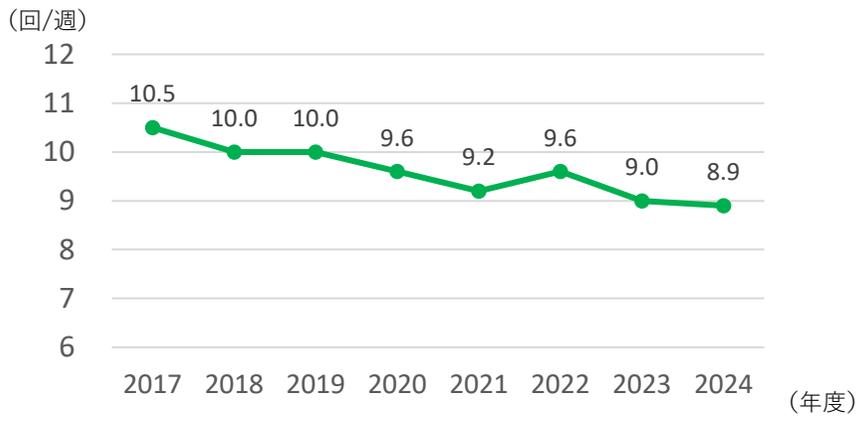
農林水産省「食育に関する意識調査」(令和6年度)

2. 近年の食育の状況 ②家庭・地域・学校等における現状

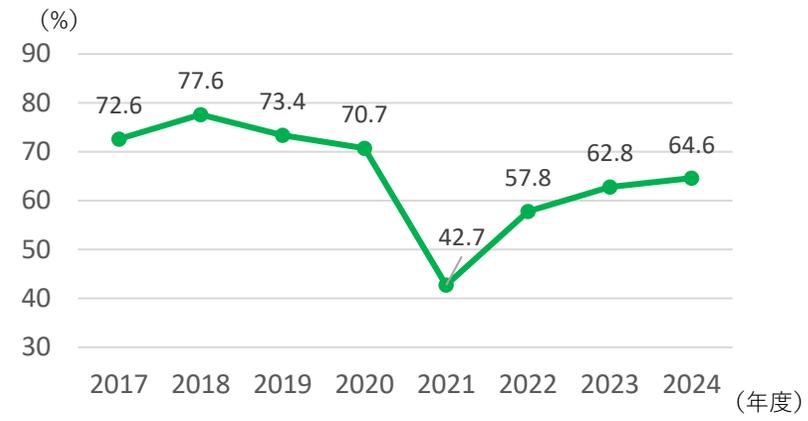
共食の状況

- 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の平均は、週8.9回であり、減少傾向にある。
- 地域等で共食したいと思う人が共食する割合は、コロナ禍で減少したが、回復傾向にある。

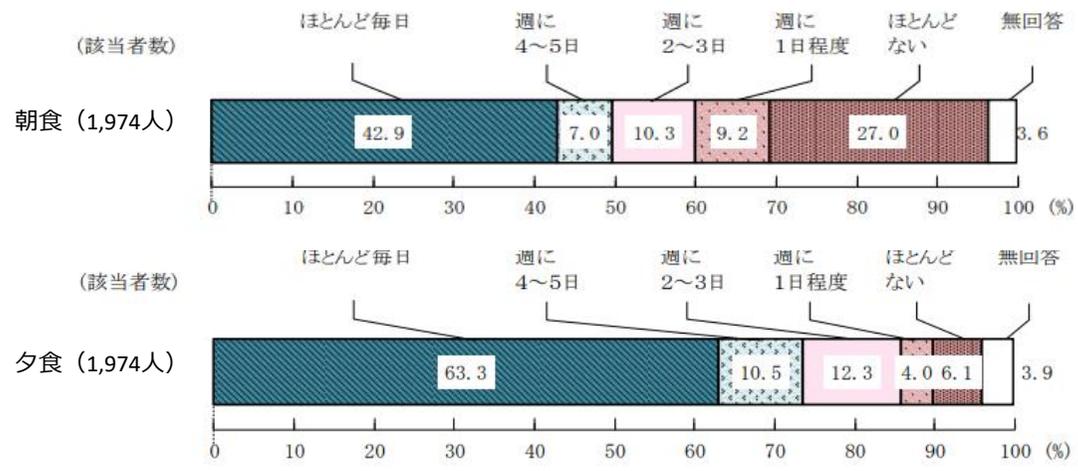
○ 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の推移



○ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合の推移



○ 家族と一緒に食べる頻度



農林水産省「食育に関する意識調査」

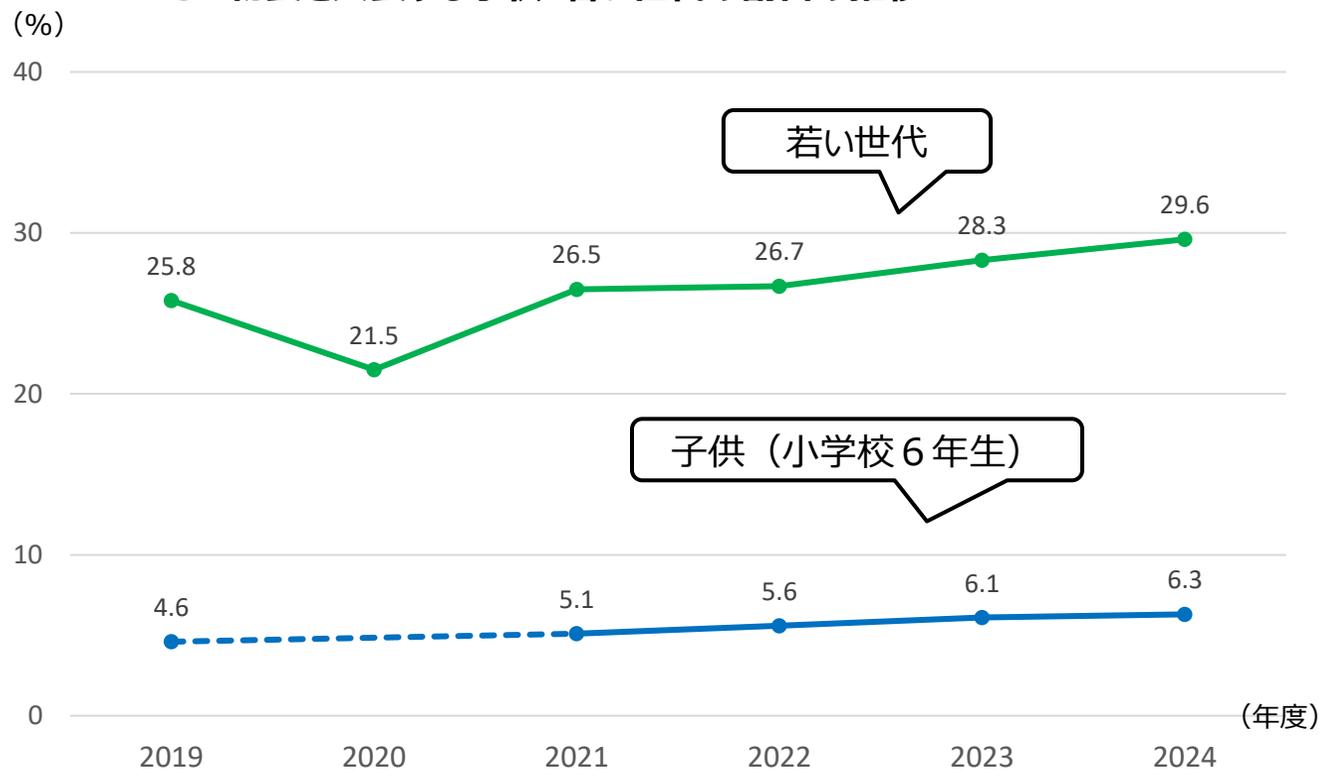
農林水産省「食育に関する意識調査」(令和6年度)

2. 近年の食育の状況 ②家庭・地域・学校等における現状

子供・若い世代の朝食摂取の状況

- 子供・若い世代ともに朝食を欠食する人の割合が増えている。
- 家族構成の変化やライフスタイル、働き方の多様化等により、家庭での健全な食生活を実践することが困難な場面が増えている。

○ 朝食を欠食する子供・若い世代の割合の推移



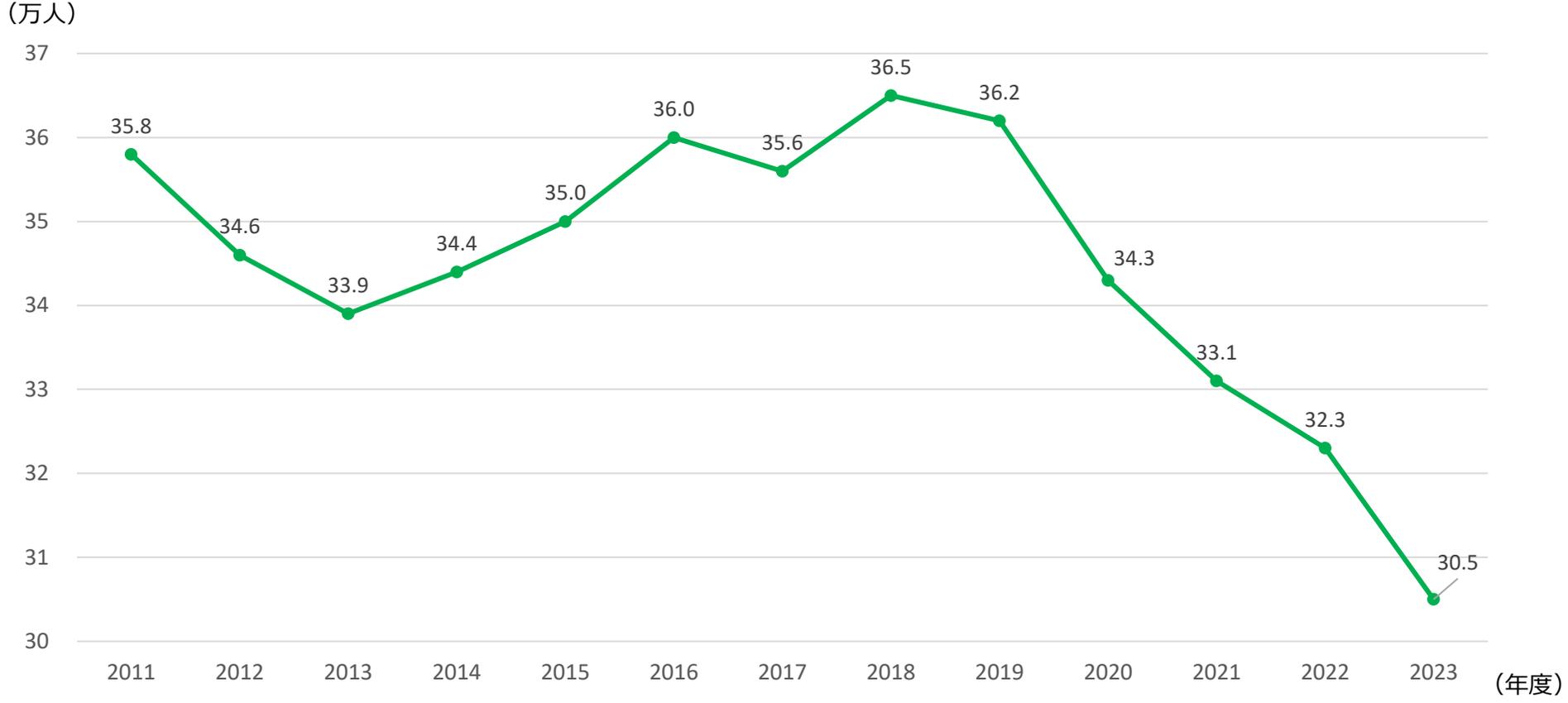
文部科学省「全国学力・学習状況調査」(朝食を欠食する子供の割合)
農林水産省「食育に関する意識調査」(朝食を欠食する若い世代の割合)

2. 近年の食育の状況 ②家庭・地域・学校等における現状

食育ボランティアの状況

○ 地域における食育推進運動の中核的役割を担うことが期待されている食育ボランティアは、近年、人口減少や高齢化等の影響により、減少している。

○ 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数の推移



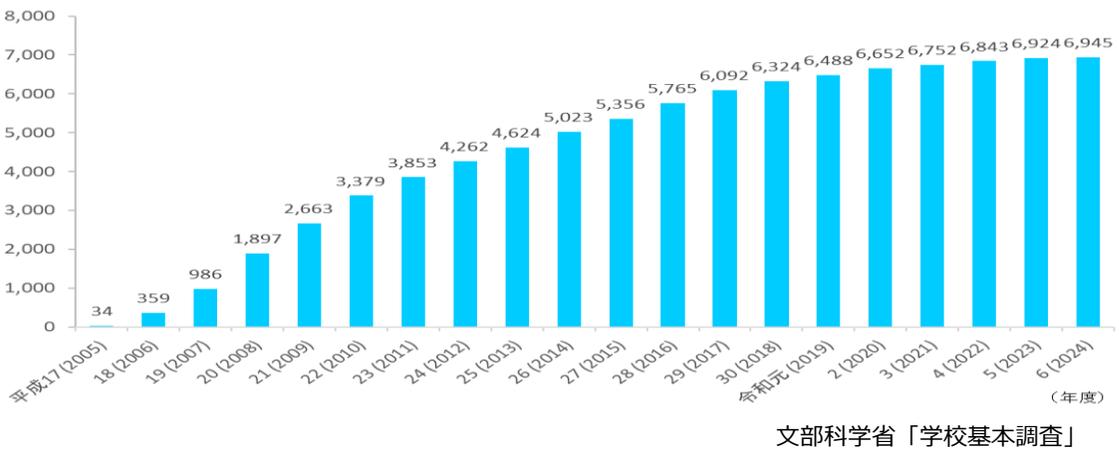
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課（平成26(2014)年度までは内閣府）調べ

2. 近年の食育の状況 ②家庭・地域・学校等における現状

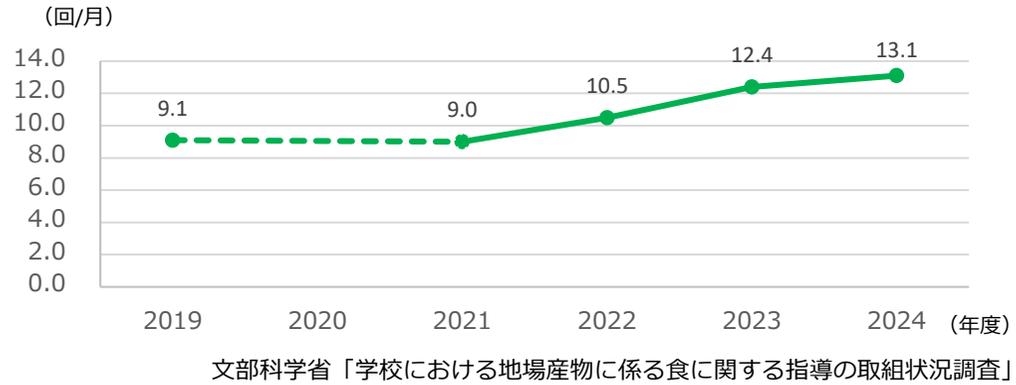
学校における食育の推進

○ 栄養教諭の配置数は増加しているが、都道府県によっては、栄養教諭と学校栄養職員の配置割合に差が見られる。

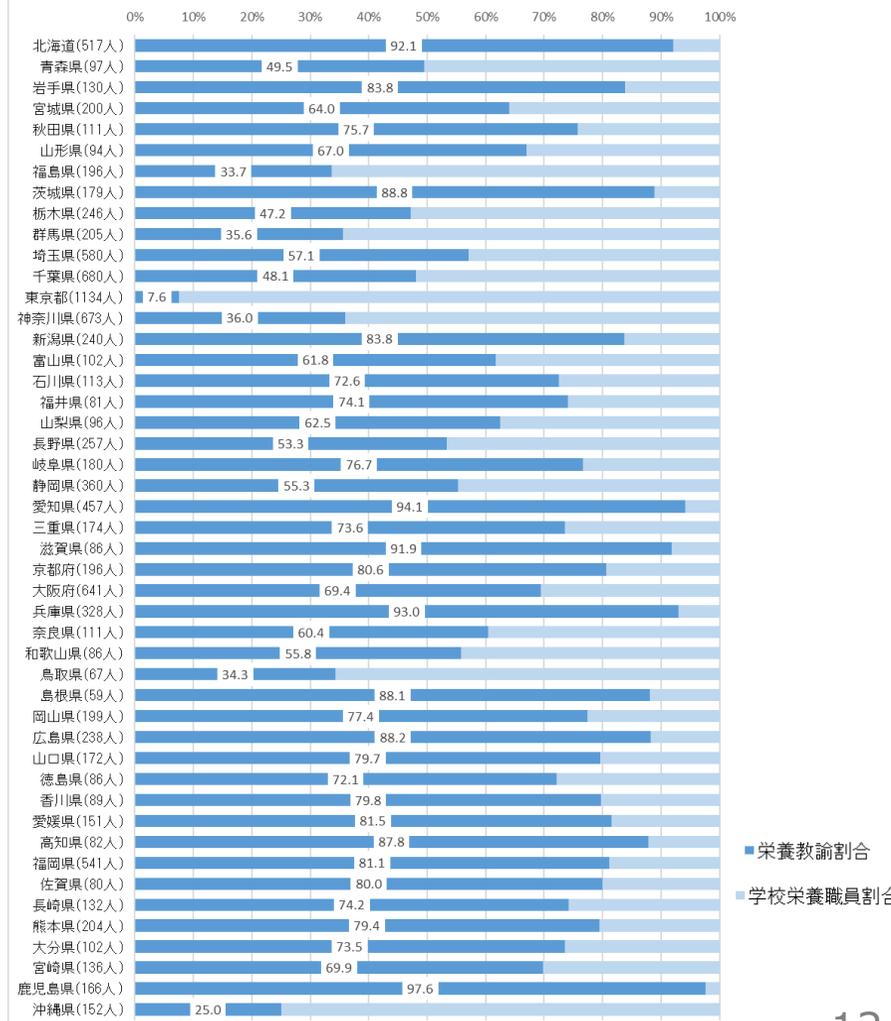
○公立小・中学校等栄養教諭の配置状況



○栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数の推移



○栄養教諭・学校栄養職員の配置数・割合



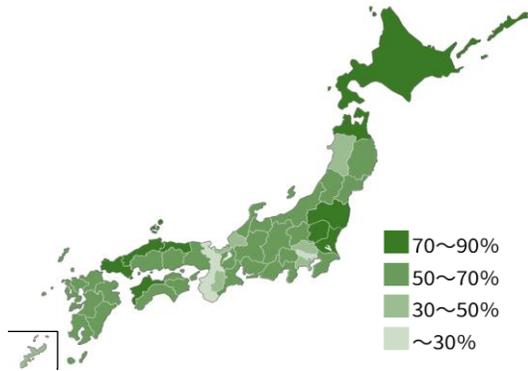
2. 近年の食育の状況 ②家庭・地域・学校等における現状

学校給食における地場産物活用の取組

○ 学校給食における地場産物の活用は、児童生徒が地域の食文化や農林漁業に対する理解を深め、生産者に対する感謝の念を育むために、重要であるが、その取組は地域によって差がある。

○ 都道府県別学校給食における地場産物・国産食材の使用状況

都道府県	地場産物	国産食材	都道府県	地場産物	国産食材
北海道	72.8%	88.9%	滋賀県	54.1%	92.7%
青森県	70.4%	90.3%	京都府	17.4%	91.2%
岩手県	60.7%	90.2%	大阪府	7.9%	85.7%
宮城県	61.5%	89.3%	兵庫県	50.4%	83.9%
秋田県	47.3%	83.7%	奈良県	31.2%	85.5%
山形県	59.5%	90.7%	和歌山県	25.9%	90.2%
福島県	71.8%	90.6%	鳥取県	72.5%	95.5%
茨城県	74.4%	90.2%	島根県	78.1%	97.1%
栃木県	80.1%	95.3%	岡山県	60.5%	88.6%
群馬県	61.6%	86.3%	広島県	61.5%	90.2%
埼玉県	47.2%	88.4%	山口県	84.5%	97.4%
千葉県	62.0%	91.8%	徳島県	69.0%	91.5%
東京都	8.1%	88.2%	香川県	53.6%	86.1%
神奈川県	33.0%	83.4%	愛媛県	73.7%	93.7%
新潟県	57.2%	86.2%	高知県	61.5%	94.8%
富山県	56.1%	86.1%	福岡県	51.8%	85.9%
石川県	56.2%	90.9%	佐賀県	57.0%	89.4%
福井県	34.7%	93.8%	長崎県	67.8%	87.2%
山梨県	65.2%	92.7%	熊本県	63.9%	89.1%
長野県	68.1%	95.6%	大分県	63.6%	87.6%
岐阜県	58.0%	88.3%	宮崎県	64.5%	87.2%
静岡県	59.7%	92.5%	鹿児島県	65.2%	85.8%
愛知県	54.7%	89.3%	沖縄県	31.7%	72.3%
三重県	54.1%	88.1%	全国平均	56.4%	89.4%



文部科学省「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査（令和6年度）」を基に農林水産省作成

(参考) 学校給食での有機食品を利用している市区町村数



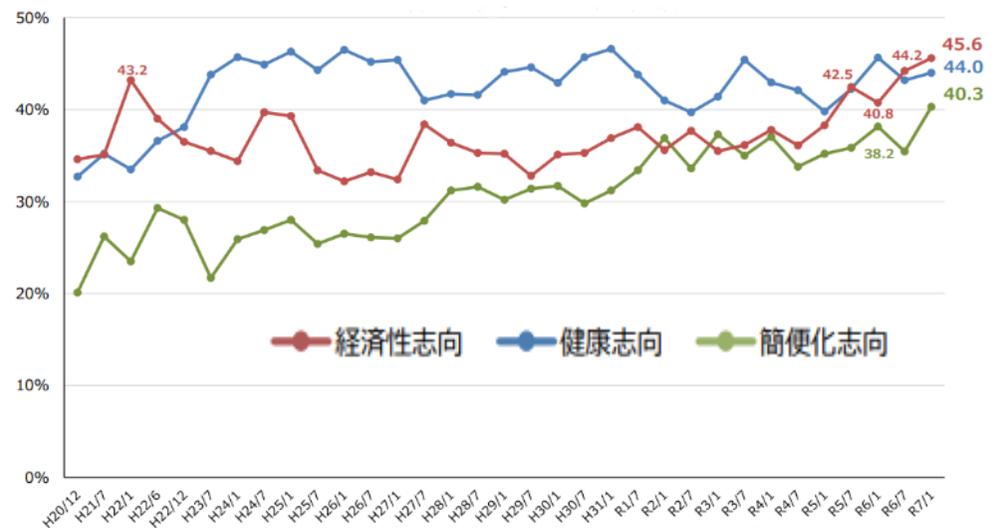
農林水産省「有機農業の推進状況調査」

2. 近年の食育の状況 ③大人の食生活の乱れ

食に関する志向の状況

- 食に関する経済性志向、簡便化志向が上昇傾向にあり、令和7年1月調査では、ともに調査開始以来、最高値となった。
- 単身世帯や共働きの増加等社会情勢の変化の中で、食の外部化が進んでいる。

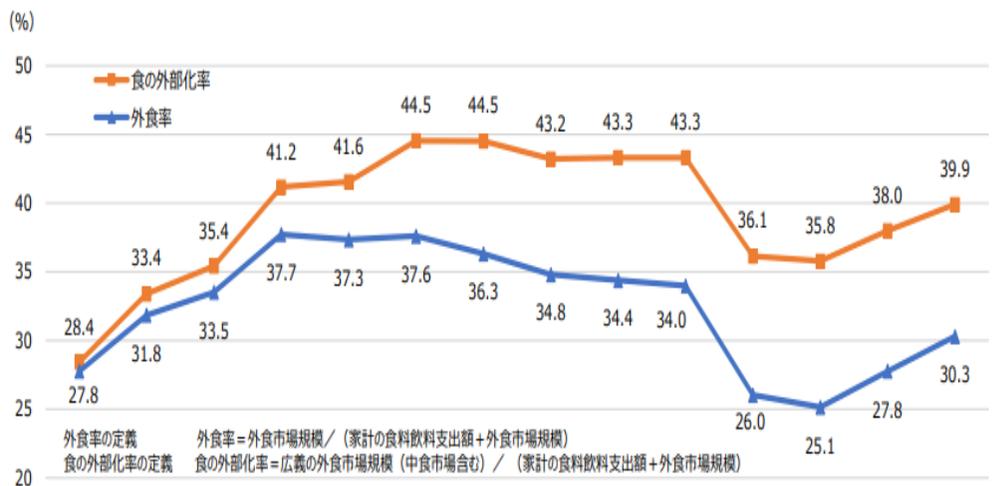
○ 食に関する志向（3大志向）の推移



(複数回答、上位2つ)

日本政策金融公庫「消費者動向調査」(令和7年1月)

○ 食の外部化率・外食率の推移



外食率の定義 外食率=外食市場規模/(家計の食料飲料支出額+外食市場規模)
 食の外部化率の定義 食の外部化率=広義の外食市場規模(中食市場含む)/(家計の食料飲料支出額+外食市場規模)

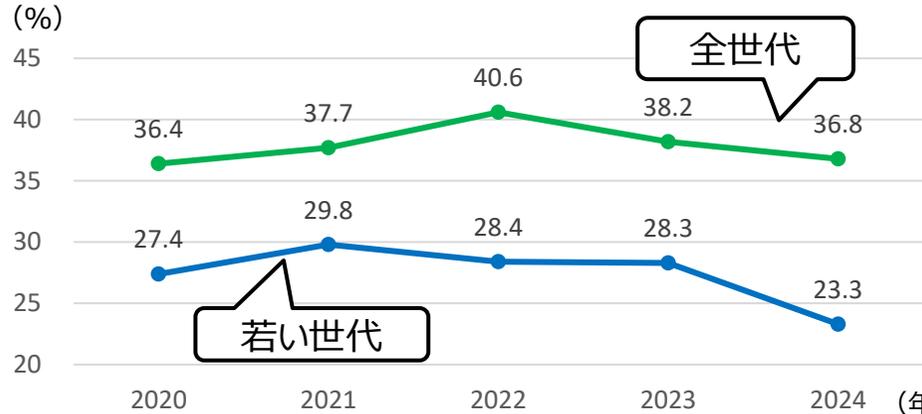
食の安全・安心財団付属外食産業総合調査研究センターによる統計

2. 近年の食育の状況 ③大人の食生活の乱れ

大人の食生活に関する状況

○ 主食・主菜・副菜を3つそろえて1日に2回以上食べている日が「ほぼ毎日」と回答した割合は、全世代が36.8%に対し、若い世代は23.3%と低い傾向にある。

○主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合の推移



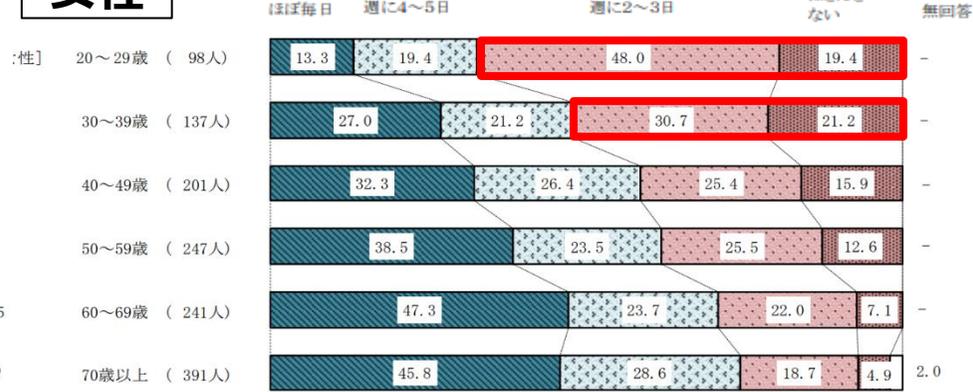
農林水産省「食育に関する意識調査」

○「主食・主菜・副菜を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのは、週に何日あるか」の回答（性・年齢別）

男性



女性



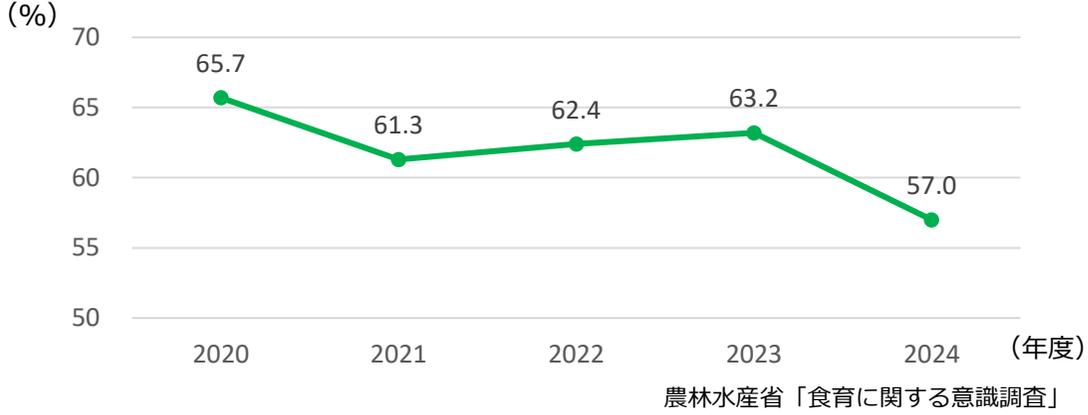
農林水産省「食育に関する意識調査」(令和6年度)

2. 近年の食育の状況 ④食と農の距離の拡大

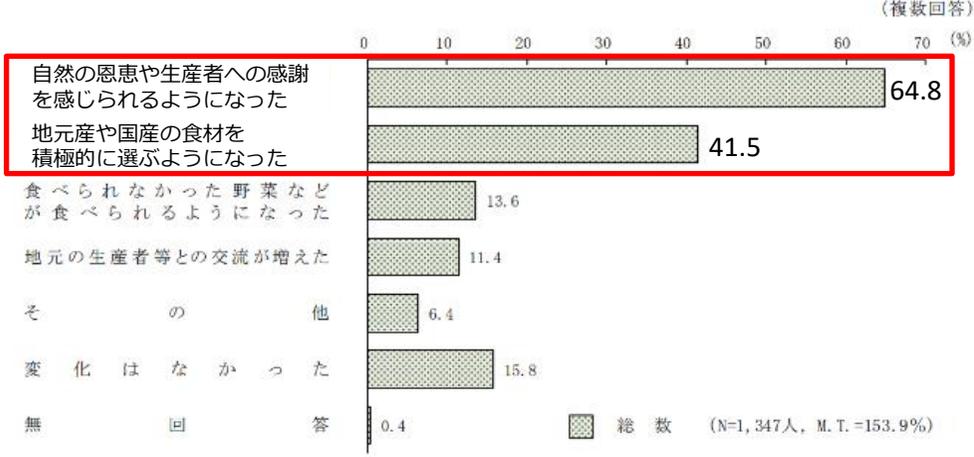
農林漁業体験の促進

- 農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合は2020年度に比べて減少している。
- 農林漁業体験は、食や農林水産業についての意義や理解を深めてもらうことに寄与する。農林漁業体験に参加したことで、多くの人が自然の恩恵や生産者への感謝を感じられるようになったと回答。

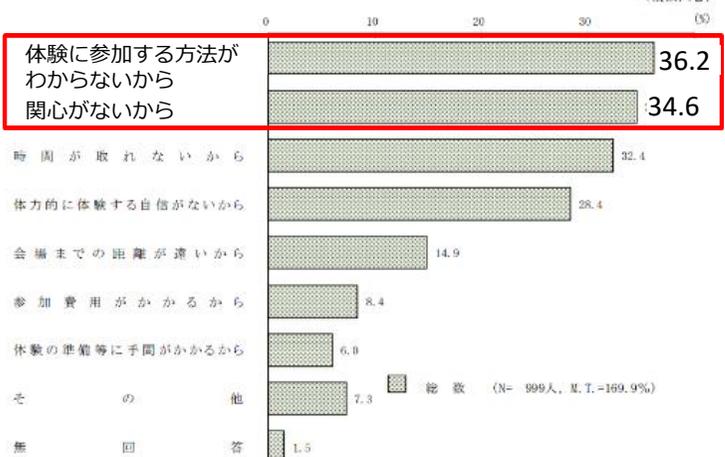
○ 農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合の推移



○ 農林漁業体験に参加したことによる効果



○ 農林漁業体験に参加していない理由

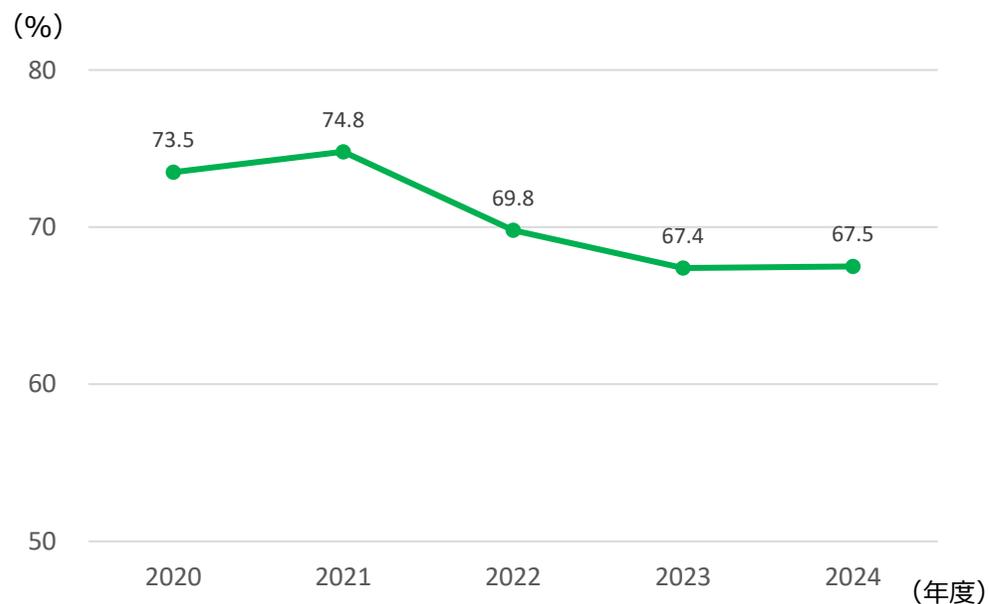


2. 近年の食育の状況 ④食と農の距離の拡大

産地や環境を意識した農林水産物・食品の選択

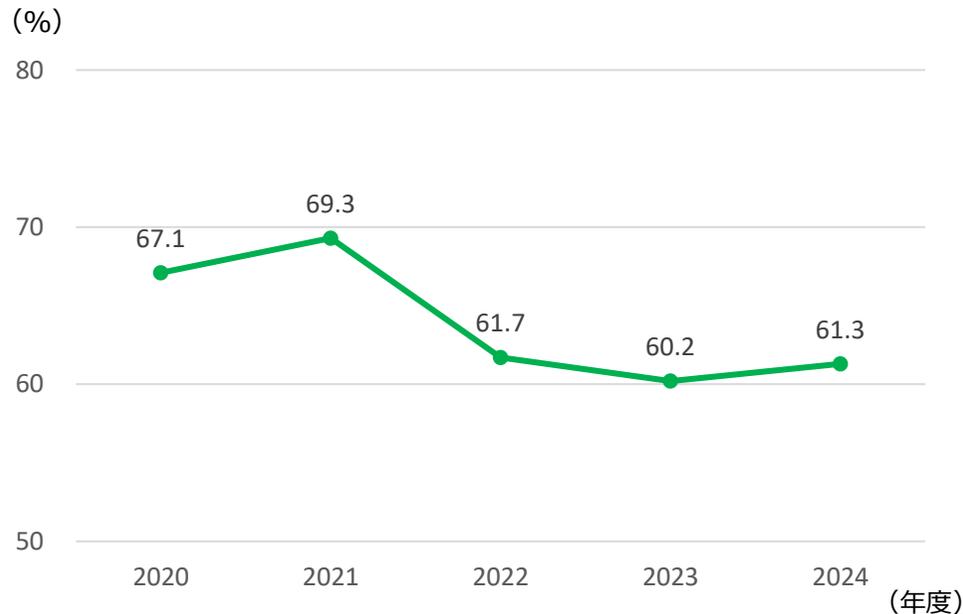
- 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合はともに2020年度に比べて減少している。
- 首都圏を中心とした大都市圏への人口集中や都市化の進展が続き、国民の食卓と農の現場の距離が遠くなっている。

○産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の推移



農林水産省「食育に関する意識調査」

○環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の推移



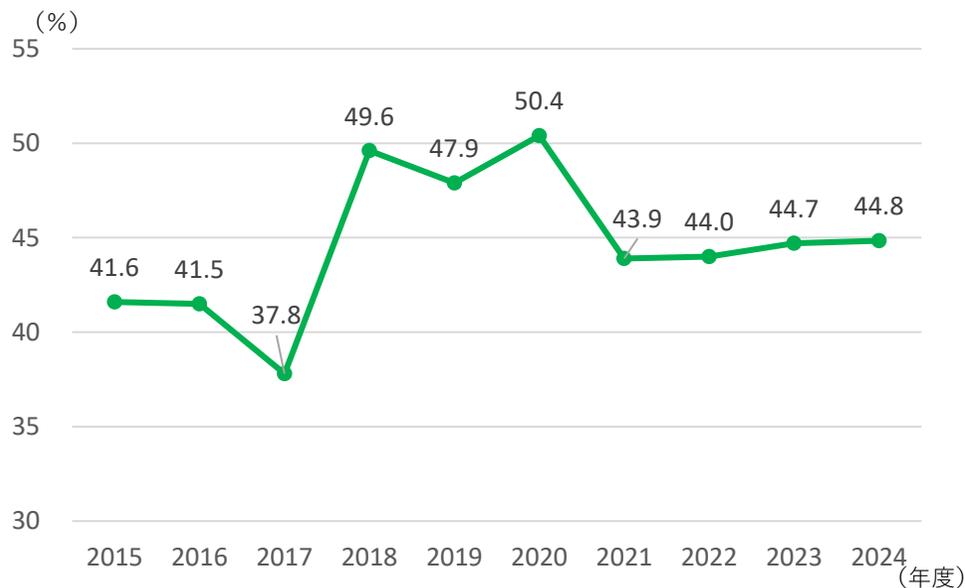
農林水産省「食育に関する意識調査」

2. 近年の食育の状況 ④食と農の距離の拡大

伝統的な食文化の保護・継承

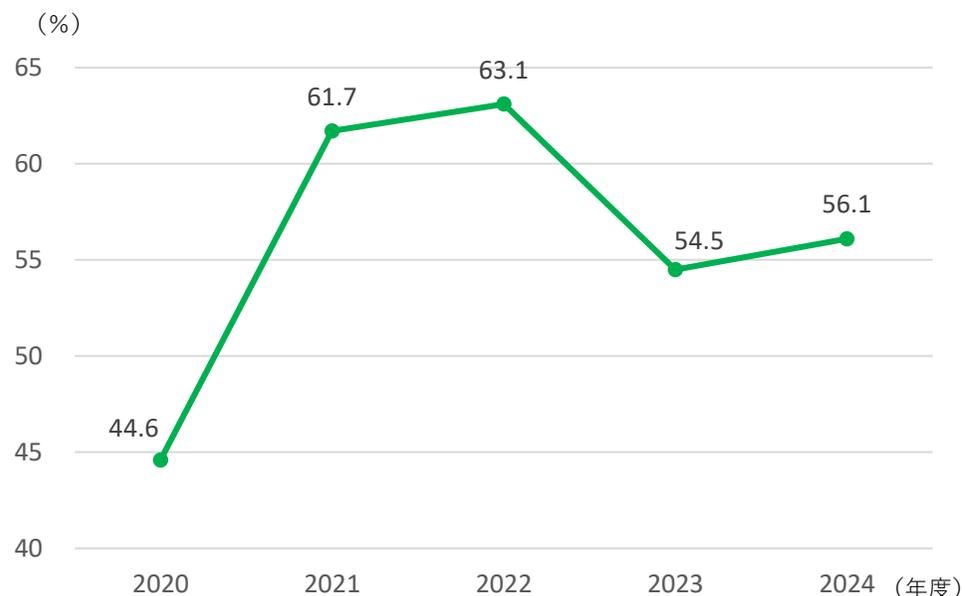
- 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合は、令和3年から横ばいとなっている。
- 単身世代や共働きの増加など社会情勢の変化や食の外部化などライフスタイルの変化があり、伝統的な食文化の継承が一層難しくなっている。

○ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合の推移



農林水産省「食育に関する意識調査」

○ 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合の推移



農林水産省「食育に関する意識調査」

1. 第4次食育推進基本計画とその進捗状況

2. 近年の食育の状況

①国民の食育への関心

②家庭・地域・学校等における現状

③大人の食生活の乱れ

④食と農の距離の拡大

3. 第5次食育推進基本計画の検討状況

3. 第5次食育推進基本計画の検討状況

第5次食育推進基本計画の作成に向けた動き

- 現行の第4次食育推進基本計画は令和3年から概ね5年間を実施期間としており、現在、第5次食育推進基本計画の作成に向けた検討を、食育推進会議（会長：農林水産大臣）の下に設置する、「食育推進評価専門委員会」（座長：武見ゆかり 女子栄養大学副学長）において行っている。
- 本年4月に策定された食料・農業・農村基本計画等を踏まえ、食育推進評価専門委員会へは、①学校等での食や農に関する学びの充実、②健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進、③国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大、の3つを、今後5年間に特に取り組むべき重点事項として設定する方向性の案を提示している。

第5次食育推進基本計画の重点事項の方向性（案）

① 学校等での食や農に関する学びの充実

- ・ 農林漁業の現場を学び、体験し、探究心を育む「農林漁業教育」の推進とその仕組みづくり、学校給食における地場産物や有機農産物の更なる活用促進、食に関する指導の充実 等

② 健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進

- ・ 官民連携食育プラットフォームにおける国や食品事業者等の様々な関係者が連携・協働した取組の推進、従業員等の健全な食生活の実践に取り組む企業の顕彰及び他企業への横展開の推進（食育実践優良法人顕彰制度） 等

③ 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

- ・ 生産者・産地への理解醸成と行動変容につながる、農山漁村での宿泊体験を含む農林漁業体験機会の提供の促進 等



学校給食における
地場産物等活用



給食時間に栄養教諭が子供
たちに食に関する指導を実施



大人が楽しんで学べる
体験型イベントの実施
（三菱地所株式会社）



農林漁業体験機会の提供



食育ソムリエを中心とした
生産者と消費者との交流

3. 第5次食育推進基本計画の検討状況

(参考) 「第4次食育推進基本計画」フォローアップ 中間とりまとめ

- 第4次食育推進基本計画の中間年に当たる令和5年度に、同計画に基づくこれまでの取組状況をフォローアップした結果や今後重点的に取り組むべき事項などについて中間取りまとめを実施

今後重点的に取り組むべき事項

第4次食育推進基本計画の24の目標のうち計画作成時の値と現状値の比較が可能な19の目標について、数値の進捗を分析
→ 8の目標で数値が改善、11の目標で数値が悪化

フォローアップの結果

1. 食育をめぐる諸課題の横断的解決に資する取組

(1) 学校等における食育推進の強化

- ・ **栄養教諭を中心とする校内食育推進体制を整備**
- ・ 学校と地域との連携・協力関係を強化し、**学校給食での地場産物を活用した食育の取組を拡大**
- ・ 乳幼児段階における食育の重要性について一層の理解を促進 等

(2) 民間事業者による幅広い食育活動の展開

- ・ 大人の消費行動の変容に向けた「**大人の食育**」の実現、**食関連事業者による取組の展開**を促進
- ・ **外食・中食産業等の取組の認知度向上**等の取組を促進
- ・ 事業者間の協働による食育情報の効果的な発信 等

2. 食育をめぐる課題解決に向けて強化が必要な取組

(1) 正しい食習慣の定着と食文化の継承を図る取組

- ・ 食の更なる「**貧困化**」を回避するため、**より身近な場面での食育**や食育の実践に向けた**効果的なプロモーション**を推進
- ・ **地方公共団体内の関係部局の連携**や、**食文化継承に向けた活動主体間の連携・協働**を推進 等

(2) 農林漁業への理解を醸成する取組

- ・ 農林漁業体験や産直活動、C S A (地域支援型農業) といった**産地と消費者との結び付きを強める機会**を拡大 等

3. 第5次食育推進基本計画の検討状況

(参考) 食料・農業・農村基本法（消費者の役割）

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）改正の概要

- 近年における**世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他食料、農業及び農村をめぐる諸情勢が大きく変化していること**を受け、令和4年9月以降、基本法の検証・見直しに向けた検討を行い、令和6年常会に改正法案を提出し、令和6年5月29日に成立。
- 本改正法は、**食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を規定。**

食育の推進に関する改正食料・農業・農村基本法の規定

（消費者の役割）

第十四条 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深めるとともに、**食料の消費に際し、環境への負荷の低減に資する物その他の食料の持続的な供給に資する物の選択に努めること**によって、食料の持続的な供給に寄与しつつ、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（令和6年4月18日衆議院農林水産委員会、令和6年5月28日参議院農林水産委員会）（抄）

- （略）また、食育は、食料自給率の向上等の食料安全保障の確保及び国内農業の振興に対する国民の理解醸成に重要なものであることから、その取組を強化すること。

3. 第5次食育推進基本計画の検討状況

(参考) 食料・農業・農村基本計画（食育の推進）

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）

VI 国民理解の醸成

1 食育の推進

食育は、生きる上での基本であって、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するものであるとともに、心身の成長及び人格の形成にも大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものである。食育の取組は、「食育基本法」（平成17年法律第63号）及び食育推進基本計画に基づき、目標を定め推進しているが、食料・農業・農村基本法第14条においても、消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることとされている。

このため、農業の生産現場の実態などに対する消費者の理解を深める観点からも、以下の食育の取組を推進する。

(1) 学校等での食育の強化

（略）関係府省庁が連携して、学校と地域の連携・協力関係を強化し、学校給食における地場産物や有機農産物の活用の更なる促進を図るほか、給食以外の時間においても、朝食やバランスの良い食生活の重要性等に関する指導や農業教育の推進などを通じ、食や農業について学ぶ機会を充実させる。

(2) 「大人の食育」の推進

（略）若者、高齢者等各世代の健全な食生活の実現に向けた課題を整理し、認識の共有を図るとともに、消費者に直接働き掛ける食品事業者（外食・中食事業者を含む。）等による食育活動、食生活の改善につながる商品の展開や、職場における従業員等への食育等を推進する。

(3) 国民の食卓と農業の生産現場の距離を縮める取組の拡大

（略）生産者の努力を実感し、国民の食卓と農業の生産現場の距離を縮めることにつながる農業体験機会の提供のほか、産直活動などの生産者と消費者が直接つながる取組を強化する。（略）

(4) 行動変容に向けた機運の醸成等

（略）国や地方公共団体等における食育推進体制の更なる充実や学校、企業、生産者等の様々な主体を巻き込んだ産学官連携による新たな体制の構築、ボランティアなどの食育を進める人材の育成・拡大を図る。